

8 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について

(文部科学省・財務省)

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が 3 分の 1（従来は 2 分の 1）とされており、また、19 年 3 月の中央教育審議会の答申において、義務教育等のあり方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討するとされていますが、義務教育諸学校の教職員給与費が義務教育の根幹を支える重要事項であること及び小・中・特別支援学校の全校種を通じて国が責任を負うものとした法改正の趣旨を踏まえ、地方において教育水準の低下を招くことのないよう、適切な財源を措置することが必要不可欠であります。

また、指定都市の小・中・特別支援学校の教職員の給与関係費については、17 年 10 月の中央教育審議会の答申において、道府県から指定都市へ移管する方向で検討すべきであるとの見解が示されておりますが、18 年 1 月に策定された「教育改革のための重点行動計画」にも全く触れられていないなど未だ明確な方針が示されておられません。移管には多大な準備事務と相当の準備期間を要するため、早急に移管の時期及び全体像を明確にし、移管の場合には、準備のための十分な移行期間を設けるよう要望します。

さらに、法令上、道府県に設置義務がある下で、指定都市が設置、運営している特別支援学校の設置数や今後、急激に増加する退職手当所要額などを十分踏まえられ、給与関係費の移管が教育水準の低下につながらないよう所要額全額について税源移譲による適切な財源措置を絶対的な前提とされるよう要望します。

また、教育改革への市民の期待が高まり、教員の資質向上がますます重要な課題となっておりますが、教員の大量採用時代を再び迎える一方で、今春の国立大学入試で教員養成系学部の志願倍率が大幅に落ち込むなど優秀な人材の確保に憂慮すべき状況が生じております。そうした中、18 年 5 月に行政改革推進法が制定され、公務員給与制度改革の一つとして、人材確保法の見直しを含めたあり方について、20 年 4 月を目途に必要な措置を講ずることとされていますが、人確法制定の趣旨を充分尊重され、人確法に基づき改善が図られてきた経緯及び適切な教員給与体系の構築という観点を踏まえ、財政事情のみに基づいた見直しとならないようめりはりの効いた改善を要望します。

要望事項

- 1 義務教育費国庫負担制度については、法改正の趣旨を踏まえ、地方の教育水準の低下を招くことがないように適切な財源を措置すること。
- 2 指定都市の小・中・特別支援学校の教職員にかかる給与費負担の移管については、早期に移管の時期及び全体像を明確にするとともに、準備のための十分な移行期間を設けること。さらに、特別支援学校の設置数や今後急激に増加する退職手当所要額等を十分踏まえ、所要額全額について税源移譲による財源措置を絶対条件とすること。
- 3 教員給与については、人確法の趣旨を充分尊重され、財政事情のみにもとづいた見直しを行わないこと。
- 4 市町村独自の職である管理職に準じた役割を担う「副教頭」や指導力向上の任に当たる「スーパー教師」等の教員に対して市町村で手当を支給できる制度の創設とそれに対する国の財政支援を図ること。
- 5 教員の意欲や努力を認め、評価を待遇に反映させるため、市町村独自の条例を制定し、市町村立小・中学校の県費負担教職員に対し、都道府県が支給する給与とは別に、研修費や研修旅費を支給できる制度を創設すること。

主な要望先：文部科学省(初等中等教育局財務課) 財務省(主計局総務課)

京都市の担当課：教育委員会事務局 総務部 総務課長 市田佳之 TEL 075-222-3768

<参考>

市立学校・園数及び校種別給与負担別教職員数(19年4月1日現在)

校 種	学校・園数	府費負担教職員数	市費負担教職員数	教職員数合計
幼稚園	16	—	124	124
小学校	179	3,869	963	4,832
35人学級 常勤講師	—	—	83	83
中学校	75	2,108	228	2,336
30人学級 常勤講師	—	—	82	82
総合養護学校	7	577	14	591
高等学校	9	—	766	766
合 計	286	6,554	2,095	8,649

※学校園数…休校中の幼稚園1園、小学校2校、中学校1校は含まない。

